

平成27年度第2回協働支援会議

平成27年4月23日（木）午前10時00分

本庁舎6階 第3委員会室

出席者：久塚委員、宇都木委員、関口委員、衣川委員、竹井委員、渡邊委員、伊藤委員、
井下委員

事務局：地域調整課長、小宮山協働推進主査、勝山主事

久塚座長 では今から第2回の協働支援会議を始めます。今日の主なる議題は、公開プレゼンテーションの実施方法と一次書類選考に当たっての事前協議という、要はプレゼンテーションに進む団体は次の会議で決まりますが、その外枠をつくっていこうという会議です。そのほか事務連絡です。日程が少し入ったりもしていますので、それはその他の事項に入れてまいります。

定足数に達しておりますので、配付の資料の確認をいたしたいと思います。事務局お願いします。

事務局 資料の確認をさせていただきます。まず、次第がございまして、次に、資料1が平成27年度NPO活動資金助成・プレゼンテーション実施要領（案）でございます。

次に、資料2が、平成27年度プレゼンテーション質問票となっております。

それから、以前にお送りしてありましたこちらの紫色のファイルです。皆さんお持ちのようですね。

久塚座長 はい。

事務局 はい、それではよろしく願いいたします。

久塚座長 では、議事に入っていきます。議事録作成のために発言者のお名前をお願いいたします。

では、27年度のNPO活動資金助成対象団体の選考についてという大きいタイトルの中の公開プレゼンテーションの実施方法というものに入っていきます。では、事務局から説明いたします。よろしく願いします。

事務局 それでは、公開プレゼンテーションの実施方法についてご説明させていただきます。資料1のほうをごらんください。資料1ではプレゼンテーション実施要領（案）として提示させていただいております。

内容についてご説明させていただきます。プレゼンテーションは公開とします。プレゼンテーションにおける団体の発表時間は8分、委員からの質問は8分で昨年度実施いたしました。これまでの会議の中で質問時間をなるべく多くとりたいとの意見がありましたので、質問時間等については平成21年度から5分から8分へと拡大させていただいております。

プレゼンテーションの参加人数は1団体3名以内とします。プレゼンテーションの方法は自由ですが、準備時間も発表時間に含めております。また、区のほうでプロジェクターを用意しておりますが、パワーポイント等を利用したプレゼンも可能となっております。その場合は、(6)に記載してありますとおり事前に団体から事務局へ資料などを提出していただきます。提出のあった資料につきましては、プレゼンテーションの当日に委員の皆様へ配付させていただいております。

なお、下のほうに当日の日程とありますが、こちらについては今年度の申請団体数が13団体であることから、発表時間8分、質問時間8分として最大値として13団体すべてをプレゼンテーション参加団体とした場合のタイムスケジュールを載せております。何団体をプレゼン実施団体とするかは、次回支援会議の際に採点結果を見て決定していただきたいと考えております。

当日は委員の皆様には13時30分にお集まりいただきまして、14時からプレゼンを開始するまでは変更はありませんが、現在の13団体の場合ですと18時5分にプレゼンが終了となる予定となっております。その後、助成団体や助成額の決定の審議がありますため18時50分ごろに終了となる見込みとなっております。

なお、プレゼンテーションの参加団体の基準は、例年書類審査において得点率がおおむね6割とさせていただいております。しかし、以前になるべく多くの団体から対面方式で話を聞くという各委員からのご意見がありましたことから、例年はより多くの団体をプレゼンテーションの参加団体としております。

また、先ほど助成団体や助成額の審議とお伝えさせていただきましたが、公開プレゼンテーション当日はプレゼン終了後、各委員の二次審査の評価点を集計しまして、各委員の協議により助成団体を決定します。プレゼンテーション実施日に助成団体と助成額を決定するのは必須となりますのでよろしくお願いいたします。

説明が長くなってしまいましたが、本日はプレゼンテーションにおける1団体当たりの発表時間と質問時間、またご説明させていただきましたプレゼンテーションの実施方法に

ついてご審議をお願いいたしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

久塚座長 今説明にありましたようにプレゼンテーションのときは最終的に結論を出すところまでを予定しているということですので、終わりの時間は何時と無理やり考える必要はありませんけれども、13団体すべてで8分、8分でいくとこれぐらいになるだろうという流れをつくっていただきました。実施につきまして何か要望やご意見がありましたらまだ時間がありますので受けたいと思いたいますがいかがでしょうか。

一次審査の結果を見ないとわからないと言えどそこまでなのですから、進め方は関口さん、どうですか。

関口委員 この後の事前協議でも申し上げようと思っていたのですが、できればなるべく多くの団体さんの話を、プレゼンを聞かせていただいたほうがいいのではないかなとは思っています。

久塚座長 何かファイルを見ていると、さっきも伊藤さんと話していたのだけれども、もう形になっているなというイメージはありますが。書式のレベルだけでなく高いものだなというイメージはありますが。ここで話したことが採点に反映すると問題があるかもしれないので、あまり中には入らないようにしますが、進め方としてはできるだけ広く聞くという方向性を持ったかどうかという今の発言でしたが、そのほかにはないですか。

竹井さん、どうですか。

竹井委員 そうですね、私も同じく去年と同様で大丈夫だと思っております。全体的に時間配分等も割に多くて、プレゼン自体に対しては確か25日に事務局のほうに入ってきて29日までであるので、その期間タイムラグがあって、もしお時間に余裕があれば、我々のほうにその当日話す資料の内容を送っていただくということをお願いできれば助かるなと思っております。

久塚座長 はい。追加で今日いろいろ質問がこの団体についてあったとして、それはまた問い合わせで手に入れるとして、プレゼンテーションの前に必ず補足でいろいろ出てくるのでその、二番目のところという意味ですかね。

ほかにはないですか。1団体当たりのプレゼンテーション、質問時間というのは二次に進む団体数によるのだけれども、8分で予定していて、例えば10団体だったらエンドの時間が繰り上がるというようなことでよろしいですか。プレゼンテーションの団体が疲れてしまうのでプレゼンテーション8分、質疑応答8分で間に休憩を挟んで。

質問時間はそのようにしてよろしいですか。

伊藤委員 このときの質問者はどうなっていたっけ、決めているのだけ？

久塚座長 今から話をさせていただければと思うのですけれども、皆さんから出してもらいます、いろいろ。それをテーマ別、団体別みたいな形でまとめ上げていって、この団体にこの人がたくさん聞いているとか、あるいは大体質問がこの団体ではここで固まっているということであればそれをまとめ上げて、従来は助成金のほうが一番バッテリーは決めるということで、その人以外の人は発言なしということではなくて、口火を切っていただく方をもう決めておくと。例えば実際1番だったらその人については関口委員というような形です。

それでもよくわからなかったら、ほかの人に自由に8分の中でご発言をしてもらおうというふうにしたほうが整理はしやすいです。だからいろいろ聞きたいことを各委員が出してきて、それを共有する形ですので、例えばあなたがある団体に質問をすることになったとするではないですか。そうすると、あなたの聞きたいこと以外にも各委員がいろいろ聞いているので、それをうまくまとめてあげて。質問するほうが2、3分使って相手が答えるのに長くって。わかりやすく、うまくまとめて質問をしてあげているのです。そこがとても大事なところで、皆さんの意見を吸い上げて聞いてあげて、プレゼンした団体がうまく答えられるように。

衣川さん、こういう進め方でよろしいでしょうか。

衣川委員 はい。さっき竹井さんがおっしゃったその25日の資料を事前に見たいという話なのですけれども、それでいいのかなとはちょっと気になったのですが。25日に届く資料というのは、29日にみんなで一斉に見るのが平等なのかなというふうに思ったのですけれども、私は。それはどちらでもいいですが、どうするのかなというのがちょっと気になりました。

久塚座長 早く送ったほうはみんなに情報を早く出せる。

衣川委員 そうですね。

久塚座長 そのことがプラスに作用する場合とマイナスに作用する場合がある。

事務局 事務局からですけれども、一応25日までに届く資料というのは基本的にプレゼンテーションにおけるパワーポイントとかのデータになっておりまして、それをプレゼンのときに団体さんも持参していただきますが、忘れたときのためにということで一応事務局のほうでもデータをいただいております、基本的にはパワーポイントなどのプレゼ

ン資料になっております。そのほかに補足の資料としまして団体さんのほうで発行しているパンフレットなりそういった資料ということになっております。

久塚座長 だから、そこで出したので29日には物が削られるということにはならないですよ？

事務局 そうですね、はい。

宇都木委員 宇都木ですけれども、この提案の内容に大きくかかわるようなことが出てくればそれは事前に見せてもらうことが必要でしょうが、そうでなかったらいいのではないですか、29日、当日で。パワーポイントのそれを見せてもらったって、説明資料を見せてもらったってあまり意味がない。

久塚座長 竹井さん、そういう感じなのですけれども、当日でもよろしいですか。

竹井委員 そうですね、大きな意味でおっしゃるとおり話に違いがなければいいと思います。

宇都木委員 何か提案の骨格にかかわるようなことであれば、事前審査の対象になっていないようなことが出てくればそれは問題でしょうけれども。

伊藤委員 事務局のほうに、この資料1の5月25日午前中までのものなのですけれども、各団体は、パワーポイント等をプレゼンテーションに利用する場合は、5月25日午前中までに、それから次に、またプレゼンテーション時に用いる説明資料も5月25日、これ全部当日使うプレゼン資料ということだよ？

事務局 そうですね、はい。

伊藤委員 何かメディアとハードコピーと分けて書いてあるけれども。

事務局 そうです。

久塚座長 だから、要領があつて、そこを守らなかったらプレゼンのときに利用できませんというのはちょっときつい言い方ですけれども、準備というようなことを考えればこういうふうにして、ギリギリまで何でもありになってしまうとルールがなくなるからというイメージですよ。

では、これでいきましょう。では、説明の主な8分、8分ということと、資料ということとです。

それから、もう一つ今日決める必要はないですけれども、以前と同じようにお出しただいたさまざま聞きたい質問事項をまとめ上げる形の手続き、事務的にまとめ上げてもらって担当者も決めるということによろしいですか、これ。段取りをしていきますので、

この人数ですから2回発言が回ってくる可能性がありますので、それから質問担当がなくても随時、補足の質問というのは自由ですので、そういう形式をとりたいと思います。だから、代表質問者方式というようなやり方ですかね。

事務局、これで1番目の①は大体終わった感じですか。

事務局 はい。あと合わせて質問票のほうの取りまとめのスケジュールがありますので、そちらについてご説明させていただいてよろしいでしょうか。

久塚座長 はい、お願いします。

事務局 では、資料2のほうをご覧くださいませでしょうか。こちらのほうは質問票のフォーマットになっておりまして、以前、第一次審査をする際にも質問が生まれてくるというご意見をいただきましたので、本日お配りさせていただきまして、こちらの質問票についてはメールのほうでも本日各委員の皆様へ送付させていただきたいと思っております。

こちらのフォーマットに各団体ごとの質問を記載させていただきまして、5月19日火曜日までに事務局のほうにご返送をお願いいたします。その後、団体ごとの質問を事務局のほうで取りまとめさせていただきまして、5月22日金曜日までには各委員の皆様へ送付させていただきたいと思っております。団体ごとの質問票を取りまとめたものが先ほどもありましたけれども、昨年度の平成26年度に使用したものが資料2の2枚目の参考というものになっておりまして、このような形で事務局のほうで取りまとめさせていただきます。

代表質問の方はこちらの質問票を参考に質問のほうに臨んでいただくような方法を昨年度までとっておりました。今年度も代表質問の方式をとるということで決定させていただきましたので、このような流れで進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

プレゼンの順番は、事務局のほうでくじを作成しておりまして、そちらで基本的には決定しておりますが、団体のほうでは時間の制約がある団体もありますので、そのような団体さんについてはあらかじめ可能な時間というものを聞いて、それで優先時間を決定しております。

渡邊委員 ということは事務局さんのほうで決めていただいて、もう当日は決まっている状態で始まるということですか。

久塚座長 そうです。

渡邊委員 はい、わかりました、ありがとうございました。

久塚座長 各委員の担当が決まるのはいつごろになりますか。

事務局 一次審査の決定が次回の第3回の会になりますので、第3回の会議の際に代表質問者をどなたにするかを決定していただきたいと思っております。

久塚座長 その際にはこの資料2の参考と書いてあるようなのがドバツと出てくる？

事務局 こちらのプレゼンテーションの質問票につきましては、第一次審査の決定が5月14日になりますので、また改めてそこから精査される可能性があると思っておりますので、19日までにこちらの事務局のほうまでお送りいただきまして、あらかじめメールで取りまとめさせていただいたものを22日に配付させていただきます。

久塚座長 だから、次の会議でプレゼンテーションに進む団体が決まると同時に私、これをやりたいというものがそれぞれあって、それで委員を決めてしまうのだよね、もう。

事務局 はい。

久塚座長 ここに出ているように、参考資料で申し訳ないのですけれども、太田さんは1、2とあって、竹井さんが3番と出て、衣川さんが6番で出てきて、4番も出てきてというようなのが後でたくさん出てくる可能性はありますが、ただその部分を太田さんがこれを担当するという事は必ず重なっているのではなくて、だから立候補を受け付けみたいな感じで、伊藤さんが3番の団体にちょっと質問したいのですけれどもという。それは今日の後半の会議の中で、団体についてここはどうなのかねというふうな議論が出て、どうしても聞きたいという思いが強い委員の方とかおられますので、そういうことを勘案したいと思うのですが、いつもそうしているように。

それでよろしいですか。

伊藤委員 だから、逆に関口さんみたいにその団体に深くかかわっていた人や、指導や何かしていると深く踏み込んでいるから、そういうところは極力自分を外してとかいう、やりたいのと外したいのと両方ある。

久塚座長 ちなみに座長は進行役だけで質問は一切しない。それは慣例になっていますので、採点も全くオープンになって、同じ点数になると私が最終的にはジャッジをしますけれども、かかわらない立場になっていますので。知っているところを含めて、そんなにないですが、名前だけ知っているところというのはたくさんありますけれども、深くかかわっているところというのは全く。

では、進めるための、外枠は委員の皆さんよろしいですか、これで。事務局、いい、こままでの結論で。

事務局 はい。

久塚座長 では、次の2番目の議題、一次書類審査に当たっての事前協議に入りたいと思います。事務局、概要について説明をお願いします。

事務局 それでは、事前協議に入る前に改めて今年度の申請状況についてご説明させていただきますと思います。今年度は13件の申請がございました。内訳はNPO活動資金助成が11件、新事業立上げ助成が2件となっております。昨年度も13件の申請で同じ件数となっております。

また、これまでに本助成を受けた経験がない団体は3件となっております。また、助成申請額の合計は490万3,712円で予算総額300万円を190万3,712円上回っている状況となっております。

送付させていただきましたこちらの紫色のファイルには助成金交付申請書のほか各団体の登録票や年度報告書を添付させていただいております。また、同一事業について昨年度助成を行った団体につきましては、事業の実績報告書を添付させていただいております。すみません、ここで1点ご訂正をいただきたい点がございまして、ファイルの1ページをおめくりいただきまして目次のところがございまして、そちらのナンバー11番事業実績報告書の欄が、こちらは同一の事業の助成はございませんでしたので、誤りとなっております。こちらは斜線を引いていただきますようお願いいたします。

久塚座長 はい。

事務局 すみません、よろしくお願いいたします。それでは、改めまして本日は書類審査に当たっての申請団体や事業内容の共通理解を深めるため、各委員に意見交換を行っていただきたいと考えております。本日の事前協議の結果も踏まえまして各委員に書類審査を行っていただきます。

書類審査は5月14日の第3回協働支援会議で行っていただきますが、当日は申請内容に関する情報共有を再度行っていただきまして、その後採点表に採点をしていただき、事務局で集計結果を掲示させていただきたいと考えています。そちらでプレゼン実施団体を決定していただければと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

各委員の皆様にはメールのほうで過去の助成を受けた団体ということで送付させていただきました。今回資料としては配付させていただいておりませんが、メールのほうをご参照いただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

久塚座長 前回は要望があったものをメールでお渡ししていますので、きょうは紙の形

では出していないけれどもそれも念頭に置いてということになります。

では、各委員からご意見いただいて、団体の中身についての質問を含めてやりたいと思いますけれども、ではどなたからでも、1番からいかなくて結構ですのでお名前とページをお願いできますか。

伊藤委員、どうぞ。

伊藤委員 伊藤ですけれども、2番の団体で51ページに1、全体として満足でしたか、2、講演を何で知りましたかという図表があるのですが、これは単純に数字がここ掛け算でいいのかわからないけれども、このときのn数、パーセントを書いているが、n数が幾つなのかわからないので、今言ったようにこの2番のところに925人の講演に延べ900人が来たから、これに20%を掛ければその数字になるのかどうかかわからないから、n数を入れておいてほしいなと思います。

久塚座長 それはもともとの評価に関してだけど、数にするとよく理解できないからパーセントに入れかえてしまったということなのだ。

伊藤委員 そうそう。あともう一つ、349ページのところです。

久塚座長 はい。

伊藤委員 このアンケート票の数がふだんの活動に参加されている人なのか、されていない人なのか。もしそういうのがわかれば入れてほしいのですが。

久塚座長 はい、聞いてもらいましょう。それと51ページのところは数で。

伊藤委員 うん、n数を入れてくれればいい。

久塚座長 はい、もしわかるのだったら数で。

事務局 はい。

久塚座長 はい、ほかには。はい、関口さん。

関口委員 すみません、個別の団体ではないのですけれども、今回のこの申請団体13団体は全部減額実施が可能ということでもいいのですか。

事務局 今回減額実施が不可能と答えた団体が1団体ありまして、13番の団体につきましては減額での実施が不可能という申請がありました。

関口委員 13番の団体は減額実施が不可能ということは、当落線上に並んだ場合というのはどういう処理するのですでしたか。

久塚座長 処理方法はこの委員会で選定後、選定された団体数や助成希望額に応じて告示して決めていきます。

関口委員 ああ、わかりました。

久塚座長 では、他にはありますか？

伊藤委員 伊藤です。99ページに書いてあるのですが、収蔵資料が別の団体から申請団体に移動になるという話なのですが、この助成金を活用してイベントをやりたいという趣旨なのです。その前にこれは新宿区でやっていたらいけないということではないから、このこどもの城にあったときにこのNPOさんというのが何か関わってそこでも何かやったのかどうか、そこだけ知りたいのですけれども。

久塚座長 はい。

関口委員 では、いいですか。私が読む限りでは、施設が惜しまれつつも閉館になって、そこに収蔵されていた作品が行き場を失って、その施設でいろいろイベントをやっていたのかつながりもあったから、申請団体に寄贈されることになったと。

これを機に置いておいたってしょうがないわけだから見てもらう、触れてもらうということで新たに助成金を申請して、新宿に初めて来るわけです、収蔵品が。その展示会等をやろうということです。

久塚座長 新規事業というのは難しいと言えれば難しいのだ。事務局は新規事業とそうではないのとどういうふうに説明会なんかで説明しているのですか。

事務局 基本的には団体さんのご判断にはなっているのですけれども、新たに団体さんのほうで事業としてやられる場合は新規事業ということで申請、これまで継続されていた事業を助成を受けて実施される場合には既存事業として申請はいただいております。

久塚座長 だから、今までやっているものをこういうのがあったよそのままポンと出すのは初めて出してきたも新規事業ではないけれども、その団体が日ごろからやっている事業と少し場所とか使う品物とかコンセプトとかを変えてやるような場合というのは、もうこれは新規事業ではないと言いつらいということですよ。

事務局 はい。

宇都木委員 もともこの団体がやっている事業はこういう事業だよというのが別の資料で説明があるのです、それと同じことをやろうとしているわけ、もともと団体がやっている本来事業を新宿区でやるから新規事業というのか、事業自身が変わっているわけではないのだ。だから、そういうのを新規事業として扱うかどうかというのは、これもどこかで議論が、今回はあまりこれを、この団体を対象にして議論するのかどうかは別にしても。新規事業の定義みたいなものは少し議論しておかないと。

久塚座長 そうですね。本年度は置いておくとして、この助成金の事業についてのもとのところにかかわる議題として取り上げて、以後機会があるときに議論するというところに今のを移しましょう。

渡邊委員 渡邊ですけれども、初期の段階なのできちんと皆様と同じ方向で質問を出したりするかどうか不安なので、幾つか思っていることを明確にしたいという意味で皆様にお尋ねしたいのですが、例えば先ほどの13番の団体で減額のお話が出たのですけれども、348ページに一応講習会スケジュール、今年度のということであって、例えば減額というお話をした場合に、このスケジュールの中の何かを削る格好を考えても減額の可能性はあるのですか、ないのですかという形で質問することになるのか。それを言ってしまうと、この団体さんが計画しているスケジュールにもう口を挟むようなことになるので、それがいいことなのか、悪いことなのか、それが心配なのでそれを聞いてもいいのかどうかということが質問です。

久塚座長 事業によって内容は様々ありますが、事業の回数等を減らして減額すればできるのではないかという思いが例えば渡邊さんとかほかの委員にあったと、そういうことまで念頭に入れるべき、評価する際に念頭に入れるのか、それを入れずに出されたものだけで見ると。出されたものプラス減額ということでは無理ですよというふうになっているので、あくまでこれで、こちらから相談を持ちかけて違う形だったらもっとよくなるのだけれどなという思いがあっても、それは一切なしだと。

第一次の審査はあくまでこの申請書で判断します。あとは先ほど各委員が言っているのは、これは何ですかとか、もうちょっと教えてくださいという出されたものについての疑問で、どのようにこれを運営するかとか、さらにこうやったらよくなるのですけれどもみたいな思いがあっても、そこにはあまり入らないような形になるのです。

渡邊委員 はい。

久塚座長 だから、渡邊さんはあくまでもこの冊子をもとにこうなればいいのになと思っけていても、出されたもので判断して、プレゼンテーションにもし進出したらそういうことを考えていないのですかみたいな質問をしたいということになってくるということです。

だから、チャンスとしては2回、1回目はあくまでこれが書かれてきたし、補足のものはこちらから質問して答えが出てくるような数字だとか、先ほどのようなものもひっくるめてということのようにして。で、プレゼンテーションはまた別のことになってくる。

宇都木委員 我々がこの申請をこういうふうに直してくれば通してあげてもいいのだ

がなということ審査にならないのだ、それは。審査はこの出されているものいいか、悪いか、審査基準に適應するかどうかで議論するのであって、内容を変更してくれれば認めましょうなんて言ったら、それは申請内容の変更になるから審査ではなくてそれは別の議論です。そういうことをやってしまったらみんな審査委員の思うとおりにやれば通ってしまいますよという話になってしまうでしょう。それは申請を変更することになってしまうわけです。それはちょっと審査とは関係なくなってしまう。

久塚座長 プレゼンテーションのときはだから難しいのです。相手はどう答えるかによって、ああ、やるつもりなのですからけれどもとか、何か答えることによってすり寄ってきます。だから、そこが質問のところちょっと強い、逆にだめですねみたいな質問をしても通ることというのは当然ありますし、やんわり聞いたら向こうが、ああ、気がつかなかった、あれをこう答えたら通るのではないかみたいな関係は、これは審査に当たらないという部分ですかね。

渡邊委員 すみません、渡邊なのですけれども、その減額があった場合の対応について確認するのは大丈夫ですか。

宇都木委員 それは聞いたらいい。

久塚座長 それは大丈夫です。最初の段階で、募集の段階で条件としてこちらで提示していますので、減額でもいけますか、減額されたらだめですかということを相手に提示している。相手は今度はその提示に対して答えを出しているのです、それで今度はこちらが結論を出すのは私たちです。それで結論を出すときに、先ほどのような非常に微妙なところが生じて、減額だったらだめだったというふうに言っているけれども、少し金額が大きい形で下のほうに行く感じになったりして、これを点数が離れているのだけれども、これをだめだと言っているのをこっちを上げてしまうというふうにすると、点数ということと減額という価値がぶつかりますよね。

だから、そのときに議論が始まるわけです。大方は減額がだめだということだからだめだということになるのでしょうけれども、それを下にあるところが点数がうんと誤差が振るって、金額がものすごく小さくてこれはこれを入れたら減額とか、300万で通りますよとなるようになったときにまた議論があって、そんなのだったら両方だめではないと言って結局お金を残して団体数を減らすという。

だから、大もとのところは本人たちが申請をしたというのが申請なので、それを曲げるような形で指導して、こちらの都合とか新宿区の都合に合うような事業に変えていくとい

うのは一番あってはいけないことなので、本人たちが無理だというふうに言っているのだ
ったらそうですねというのが基本的な考え方ですけれども。

後半に出てくる協働事業の提案制度というのはまた話が別で、新宿区と一緒にあって仕
事を進めていくということをつくっていくわけです。あの場合には話し合いをしながら、
より専門的に予算の運用をしていくということになりますから、金額を含めて議論があり
ますけれども、これは申請ということがベースになっているので。

ただ、気をつけなければいけないのは、この仕事とも関係するのかもしれないけれども、
いや、そうはいつでもということが万々が一ないわけではないので、そのときに申請とい
うのは何かねみたいな可能性が、どこの申請とは違いますが、こちらがハードルを高くし
ていて、それにあと無理だということをもともと申請自体に壁があるということをつくっ
てはいけないことなので、だからこの制度というのはこの金額より安くなったらどうしま
すと。申請された金額でないとだめですと、そういうあまりきつい縛りはないので本人た
ちに聞いてみる。だから、本人たちがどう答えたかということ優先度にしていくという
ことが原則。

渡邊委員 わかりました。

久塚座長 はい、竹井さん。

竹井委員 11番の団体について、この団体について確認なのですけれども、読まれて
いる方も、読まれていない方もいらっしゃると思うので質問するとシリア難民の写真展を
開きますと、7日間やってほかにも個展を開くみたいなことを言って、いろいろギャラリ
ートークにして、みんなで実際にシリアにどういうことがあるかというのを広めていきま
しょうという形の今回の申請になっていて、その中に会場に募金箱みたいなのがあって、
その募金箱に入れて、いろいろお金をもらって収入換算入れますと。いろいろ費用は80
万ぐらいかかるのですが、30万ほど申請しますという内容になっていて、私の確認なの
ですけれども、今回この団体というのがそのお金をどういうふうに使っているかを見ると、
322ページに内訳等があるのですが、各地域、部門別のカンボジアとかパキスタンとか
いろんなところに援助する形になっているのです、このシリア展。そういう形になってい
ます。

ここの団体はすごい収入があって、本当に援助してもらい必要があるのですかと言うぐ
らいでかい金額なのです。2014年度とかの予算額がこんな感じで結構繰り越しになっ
ていて、この申請自体別にこのぐらいあってもどんどんしてくださいと言うときに、本当

にこの30万も必要なのですかねというふうに見えてしまったのですがいかがでしょうか、皆さん。

伊藤委員 前からこの団体は大きい団体だから集めるよな、こんなちっちゃい金額の助成金なんていいじゃないのというのがあるから。ただ、その一方で、多分この地域担当内で自分の担当がシリアだったら集めなければいけないじゃない。それに対する活動をやらなければいけないじゃない。そういうのがあるかもわからないから、だから少ない金額でも前から出てきているのではない。今回に始まっているのではないのだから。

竹井委員 でも、そんなに違和感がある話ではないという感じはあります。

伊藤委員 大きな団体のいっぱい金を持っているところでも何かをやるときに、やった方がいいじゃないというところがあるじゃない、会社は。

宇都木委員 それは審査する側の判断だよ、そんな。

竹井委員 わかりました。ちょっと事が大きかったので、初めて見たので。

宇都木委員 大体こういった支援団体というのは、国際的な支援団体というのは物すごく事業費が大きいから。

竹井委員 そうですね。

関口委員 補足ですが、いろいろな団体さんの形態があると思うのですけれども、この団体は認定NPOでもあり、利益が3億円ということでNGOの中でも比較的大きいほうと言っていいと思うのです。今回申請されていたところは、いろいろと皆さんおっしゃっていた意図があると思うのですが、一つ考えられるのは結構独立採算制というか、その部門ごとに持っているというか、その会社で言う、会社の中にカンパニー制みたいなのがあって、その部門ごとの事業での損益が重視されるという形態もありますし、あるいはその新宿区というところに事務所がありながらあまり区民向けのイベントとかやってこれなかったという反省から、地域とのつながりをNGOであってもつくっていくべきだと思いますので、そういった意図から今度の助成金をきっかけに市民の参加も何かつながりをつくりたいのかもしれないというところと、ファンディングコストというのはなるべく引き下げろという考えが常にかかっているのです。その100万円集めるのに幾らかけているのかということがありますので、そういうのを考えると新宿区さんの助成金等を使ってこういう写真展を開催して、それが少しでも支援者の獲得とか寄附金の増加につながるのであれば、例え3億円の団体が30万円の助成金であっても申請してくる価値はあるのではないかなと思います。

かなりそういった寄附者の目は厳しくなっているので、この前エコキャップの件が新聞をにぎわしていましたがけれども、やっぱりちゃんと自分が寄附したお金がその困っている子供たちに渡っているのか、自分が寄附した100円が、そのうち何円が子供たちのために使われているのかというのは結構寄附者にとってもシビアになっていますので。そういった背景があるのかもしれないなど。

伊藤委員 いろいろ難しいこともあるのだろうけれども、写真展を見てもらって、次に何ができるのかというところが難しいところだと思うのです。それを見た人たちがここに書いてあるとおりボランティア活動に参加してくれる。僕らだったら厳密にやるならその写真展を見て、その結果寄附金を幾ら集める予定で、会社や何かだったら事業計画をつくればその結果として幾ら金が集まるの、何人の人がボランティア活動に参加してくれるのと、そういうアウトプットを期待してしまうのだけれども。

関口委員 多分当然期待しているとは思いますが。

伊藤委員 そう、だからそういうのはここではなくて、その当日なら当日なりにどのような予定でやっているのですかという聞き方もできるわけだ。

久塚座長 様々なNGOは、お金はすごい金額が動いているような感じだけれども、セクションごとが非常に大変な思いをしているという。社会全体がそうなっているのですが、難しいなと思う。

見たからといって、写真を見て感動してそのまま嫁ぐというふうにはならないし。プロパガンダみたいなイメージがあるし。だから、そうご存じだねと私も思いますけれども、物すごくお金をたくさん持っていてというのと30万という。ほとんどフォトジャーナリストへの謝礼、1万5千円掛ける14日みたいな話でしょう、21万円。それで食いつないでいる写真家はいっぱいいるものだから、私は現状を見ているので。

ギャラリーとか無料で置かせてくれたりというのがわんさかあるといろんな展示場所があるのだけれども、これはこの写真だけではなくて、絵だけではなくて、音楽のこともみんな審査した経験があると思いますが、空間を使って新宿のまちににぎわいをつくっていくというときになかなか自由に使える空間がないので。そうなってくると空間を貸すだけの事業かみたいな話に逆になってくるし、何がどう変わっていくのでしょうかということを表示しやすい事業とそうでないのと。

だから、結局評価のところの書き方としては高齢者のことでも、あるいは多文化社会というようなほうが効果を測定、パーセントを測定しやすい事業ではあるということが。

井下委員 1点だけ、4ページ、改めて審査基準なんか求めていっているわけですが、ここで言う本助成によって継続する場合に過度に頼らなくても継続的、安定的に事業ができていくのかと言ったときに、ことしで3年目になる団体が3団体あるのです。1番もそうですし、あと私が見たのは6番なのですけれども、事業規模が若干膨らんではいるのですが、去年25万から50万に助成金をふやしている。とすれば、皆さんにお聞きしたいというか、どういうふうに言えばこの9番の評価を。

例えば1番についてもその参加費、団体数は別としても4万円と2万円というプランということで、少しでもこれが努力することによって、この3年目ですから20万とか30万というような話になってきてしかるべきではないのかというふうに私は思ったのです、(9)に照らし合わせると。

さらに6番に至っては規模を拡大したところは団体の助成金を出し、去年は25万なのですから、ことしは膨らました分は。

久塚座長 どこに聞けばいいのでしょうかという。

井下委員 どこに、審査するといいたいでしょうか、これを継続的に助成申請してきている団体について、この審査基準の(9)に照らし合わせて、私は必ずしも好ましいというふうに思っていないけれども、いや、それは3年では短いよというのもあります。実は社協でも助成金事業をやっていますが、ある事業で継続的にやるものについては対象事業になります3年で解除という縛りがついていることなのです。それが自主性、自立性を促すというか、それが一番わかりやすいのはお金で縛ってしまうのが一番わかりやすいので。

宇都木委員 それは審査の対象です。だから、それを認めるか、認めないかというのはその。

久塚座長 もう前から。

井下委員 議論されているのだと思っていました。

久塚座長 協働事業提案制度はそれとの見合いで最終的にはできた、立ち上がってくるのですけれども、こっちはNPOを育てようということなので、こういう。かといって審査基準はないというのもあれなので、長い目で見て効果があらわれていることというよりは努力しているかどうかみたいなイメージですよ、(9)の審査基準というのは。

井下委員 ええ。

久塚座長 たしかそうだったと思うのですけれども。

井下委員 そうですね。だから、過度というのがどの程度を言うかということですかね。

久塚座長 努めているか、事業を遂行できるよう努めているかということなので、努めているのですねと言われれば、でも効果があらわれていませんけれども努めていますと。要するに一生懸命これだけにすがっているような話ではないでしょうということが見えるかどうかというのが判断基準ということではないですよ。

宇都木委員 だから、このことを、今度のこの助成事業をやることによって新たな何かを展開できるとか、違うところに何か市場開発ができるとか、そういうのが見えてこなければ、もうただ助成金が欲しいだけでただやっているだけの話ではないかとなったら、それはやっぱり問題だねということになります。それはやっぱり審査の対象でしょう、それはかなり大きな要素です。

久塚座長 だから、それについての質問の仕方というのは非常に難しいのです。

井下委員 難しいのです。

宇都木委員 だから、僕なんかはどちらかというとならやっぱりこれから地域社会を支えていこうとする熱意がある小さなところをどんどんどんどん助成して大きくしてあげたいというふうに思う。

井下委員 ですので、そもそも論的な話になって恐縮なのですが、いや、例えるとしたらこの事業は認めます、でも3年目だから50万出さないがやりますか、やりませんかみたいな。あとそういう、例えば宇都木さんがおっしゃったようにNPOのすそ野を広げていくというふうにして、今回の審査に直接関係ないのかもしれませんが、NPOのイベントに、運営を助成金という形で支援をしていく、またその中身についてもアドバイスをするという、すそ野を広げると言ってしまうと、そんなのは趣がよりあってしかるべきなのかなと。

宇都木委員 だから、審査基準はそのことをうたっているわけです。

井下委員 だと思っただけです。

宇都木委員 だから、次のところに、こういう事業をやりながら次の参加協働事業提案して協働事業のほうにどんどん成長していつまでもほしいという思いがあってこの助成事業をやっているわけだから、大きなところはいつまでもというふうになる、僕らから言わせれば。

井下委員 合わせて地域性といいたいでしょうか、新宿区ならではのというふうになるかと、私自身はそこら辺もともかく。

久塚座長 いや、過去の経緯で言えばそこは資料がないかもしれないけれども、一時期

減っていた時期がありましたよね。

事務局 はい。こちら手引きのほうの24ページをごらんいただければと思うのですが、こちらのほうに過去の助成年度の実績のほうを載せさせていただいておまして、ここ数年は右肩上がりでは上がってはいるのですが、中には23年度のころは助成団体数としては4団体とかという数字もありました。

久塚座長 11で4、6とか8とか、13に盛り返して少し安心はしていますけれども、これが減ってくるという状態はつくりたくないというのは基本的にはあります。むしろ一次審査の段階、申請団体です。それがもう常に入れかわりがあって15件ぐらいあるようなイメージだといいいのですけれども。

井下委員 関口さんに聞きたいのですけれども。これは16年以前のNPO、認定も含めてなのですが、増加率というのはこの最近とこの15、6年前後だと全国的でも東京都でもどうなのですか。

関口委員 NPO法人の数についてはいまだ右肩上がりでは純増はしていて、ただその介護保険制度が始まった2003年ぐらいですか、そのときにやっぱり増加スピードが一番高かったのですけれども、最近はその新設数は毎月200法人ぐらいが新設されているのですが、解散数がふえているので純増数はかなり減ってきておまして、最新の数字で4万9,970という法人数が内閣府の統計で出ているのですが、多分大方のこの業界の読みだと5万ぐらいではないですか。多分5万ぐらいで定常化して、およそその新設数と解散数がつり合って5万ぐらいの法人数を維持するのではないかというのが、どこの定説というか見込みと言われております。

井下委員 すみません、ちょっと審査とは関係なくて。

久塚座長 やっぱり基礎としては条件はあります、新宿区とかいろんな条件をかぶせて数が増えていくかなと思ったら、大体もう名前が名乗るのだったら団体になっていて、私たちがここにずっと委員をしているからそれが見えるのだけれども、例えば座長、副座長を含めて3年に1回ここを交代していたらそれが見えない、事務局は見えるけれども。だから、出しているもそんなに気にかからないことになるかもしれないなと思いつつも、毎回参加しているのです。

だから、冊子が出たのを過去のもを見せてと関口さんが言われたのでデータをつけましたけれども、毎回新しい案件として委員が処理するような方向を向くのか、過去の経緯を知っているという形で見るとかによって結果は違ってきます。だから、既に知っている

社協なんかだとかNPOにかかわっていて既に情報をお持ちであるというその知識というのを審査にどう生かすかと、やっぱり難しいだろうと思って。だから、衣川さんが見た場合、竹井さんが見た場合、井下さんが見た場合と違うところに目が行ってしまうのを議論するのがこういう場所なのだとということで、井下さんの見方がすべてではないし、でも伊藤さんの見方がすべてではないので、だからせつかくこういうオープンな議論ができる委員会にしたので、そこはつぶしたくないということから考えれば、その(9)の指摘というのはもっともな指摘の一つです、考え方にすると。

ただ、それをどうとらえるのかという際に、そもそものNPOの助成のこのシステムとこのをどうしてつくったのか。離陸を始めていい感じになってきて、今度は申請団体が少し減ってきたときに逆に心配し出すとか、そういうことも起こった。

大きく言えば合わせて300万だからみたいな話もあるし、難しいところなのです。

宇都木委員 そのときの状況によって審査基準を緩めたり高くしたりというのはよくない。応募団体が少なくなってしまったからちょっと緩くしようではないかということは、やっぱりやってはいけないことだと思うのだ。

だから、それはなぜ少なくなっているのかというのは、必ずしもこの制度が悪くて少なくなっているのか、それともそうではなくてほかの要因でそうなっているのかというのは、それはやっぱりいろいろ分析する必要があるとは思いますが、何か応募の数によって審査基準が行ったり来たりするなんていうのは絶対やってはいけないことだから、そこはやっぱり我々として一番注意しなければいけないことだ。少なくなったからといって緩くしてしまったらこれはえらいことになってしまうから。

久塚座長 だから、その前に予防策をつくろうということだ。これはほかの議論の中でこの制度をどうしようという議論をもう1回ちょっと考えなければ、寄附金を含めてこの制度を継続するとすればどうしよう。ただ、やっぱりNPO、協働を進めたいという私たちの思いや新宿区の思いからすれば、何か工夫ができるのであれば申請団体がふえるような魅力的な見せ方をしなければいけないなど。それがこのシステムをどうつくりかえていくかということになってくるのだろうと思いますけれども。

関口さんが持っている情報で言うとどれぐらいの金額とか、NPOはピンからキリまで財政的にありますがどう見えるのですかね、微妙な金額ですよ。

関口委員 先ほど補足でもお伝えしようと思ったのですが、やっぱり結局トレードオフになって、例えばもちろん団体の信頼性とか会計経理の体制という点からすれば大きな法

人ほどしっかりしています、税金もしっかり納めています、労務もしっかりやっています、社保にも入っています、税理士もついています。安心度は増すわけです。それは申請番号11番さんとか認定も取っているし会計監査も入っていますから。

久塚座長 そうだね。

関口委員 そちら辺は信頼できるということになりますが、とはいえ確かに3億円も持っている団体がなぜというのは私も同感なので、というところがありつつ、5番の団体さんとかつくったばかりの団体、NPO法人の運営もわからない、会計もボロボロ、税金とか旅行業法とかもこれは私も不安なのですけれども、そういうところも全くわからない方々が新事業立上げ助成という制度を使っていたら出てくると。

これは悩ましいのです、本当にどっちをとるかという。小さい団体に限定すればそういう団体がふえてきますから、多少団体の体制は見ないでおこうというか、なきにしてそのちっちゃい地域密着ということを重視するのか、それとも今の基準だとその上限はありませんので、団体の収支規模については。大きい団体も一応応募はできるという制度設計になっていますので、今はそういうスタンス的にはウェルカムと。

久塚座長 だから、ある意味夢と希望を失わせるようなことをしてはいけないので、かといってだまし討ちもいけないので、当初はやっぱり結構委員としては苦労しました。

宇都木委員 それで皆さんが気づいて、これからいろいろ議論はあっていいのだと思うけれども二つあって、制度設計にかかわるやつについてはこの委員会があまり口出しをしてはいけない。どうですかという意見を行政から聞かればいいのですが、この制度はこういうのをうんと直したほうがいいよなんていうのは審査委員会でなくなってしまうから、それが一つ。

それから、もう一つ、今度はNPOセンターができたわけではないですか。ここの役割をもう少し、行政としてもきちんとここと話しして、そういう団体というか、こういうところに提案してくれる、提案できるような団体をたくさん育成していく、そういうことは大事なことだと思うのです。だから、そういうためにこの審査委員会がこういういろいろ審査委員会としていろんな意見を言うわけではないですか。そういうのも参考にしてもらって、このどういうことがこういう助成金の審査で議論されているのかなんていうのは、関心を持っていただいて、日ごろのNPOとつき合う、市民団体ともつき合うということはやってもらいたいと思うのです、そのためにできたわけだから。

久塚座長 具体的にでも審査をするに当たって何か基準の読み方とか何とかで質問が出

ているということを取っかかりにして議論することは悪いことではない。

関口委員 この新事業立上げ助成も導入してから6年目なので協働事業の見直しもやりましたけれども、少しこの助成金の制度についても見直すというわけではないですが、例えば前は結局却下になりましたけれども、NPO法人だけではなくて一般社団・財団を入れるとか、任意団体を入れるとか、そういう話もかつての検討のときにあったと思うのですが、あるいは支援団体を入れるとか。先ほどの話で上限を設定するとか、3億円以上はだめとか1億円以上はだめとか。

久塚座長 要綱ではないけれども、この制度の趣旨に照らしてそこをいじくるというのは大変なことなのだけれども、その範囲の中でもう一遍原点に立ち返ってという、だからあとは協働事業提案制度とコントラストをつけなければいけないから、時間を何らかの形で。ただ今日は、主には申請事業についての質疑というか議論をやっていただいているので、もうそれはある程度出たということだけれども、合わせて、伊藤さん。

伊藤委員 あと一つ、ここに出ている決算書なのですけれども、例えば今おっしゃったようなことが6番のところで、158ページのところに2014年度活動予算というのが書いてあって、2015年3月31日が決算日となっているのです。そうするともう多分5月29日のときには確定がされていると思うのだ。だから、そういうのを想定してもらって、もし質問が来るかわからないから、確定版をつくって持っていてぐらいのことを言っておいてほしいのです。

関口委員 ちょっといいですか。3月決算法人が5月中に確定は無理だと思います。大体総会が6月ですから。

宇都木委員 でも、やっているかもしれない。

関口委員 やっているかもしれないですが、その団体ごとにバラバラ出てくるというよりは、とりあえずは申請内容をベースにまず質問されたら。

伊藤委員 そんな細かいことは言わない。例えば寄附金が去年と今年の予算額も減っているけれども、実績ではどうなっているのとかそういう質問です。

関口委員 ああ、なるほど。

久塚座長 確定というよりは見込みというか。

関口委員 大まかな感じで。

久塚座長 伊藤さんが聞きたいのは定位置、オフィシャルな意味での予想というよりは実際どうなったのというのがわかること。

伊藤委員 そう、そう、予算ついてますよとか。

久塚座長 それも画一的に出さない可能性があるから、もし質問のところでは数値が手に入ったらという意味。だから、伊藤さんは、それぞれの団体、プレゼンに残った団体に新しい数字。

伊藤委員 そうではなくて、特定の団体の特定のものに関して質問が行く可能性がありますよと。

宇都木委員 だから、聞けばいいのです、それを。それでいいのでは。

伊藤委員 158ページに関しては言うつもりだけれども。寄附金とこの事業、受託事業がどうなっているか、そのぐらひは聞きたいと思います。減っているのか、見通しとして今後どうなっていくのか。

久塚座長 では、今伊藤さんの言ったことはちょっとわかりにくかったと思うので、会議が終わった後でもどういう電話のかけ方をすればよろしいものかどうかと聞いてみて。

事務局 よろしいですか、事務局のほうからです。一応資料1のほうでプレゼンテーションの実施要領の案ということで今日配付させていただいておりますが、そちらの(7)のほうに審査資料には添付資料として年度報告書とか計算書などをつけていますということは団体さんに周知させていただいておりますので、こちらに載っている資料に関してプレゼン時に質問される分にはプレゼンの質問の範囲内だと思っておりますので。

伊藤委員 その時点で確定されていませんと言われるかもしれないけれども、それはしょうがない。

宇都木委員 傾向は、来年度予算をつくっているのだから、そのときに。あと、これ一つ聞いておいてもらいたいものだけれども、貸借対照表から見ると役員借入金がある団体があるよね。これは団体が役員から借りているってことでしょうか。

関口委員 要は立ち上げ期のNPOによくありがちな話で、当然のことながら何というか、経費を賄えないので役員が貸した形になって。

宇都木委員 正当な理由で借りて返済計画もできているとかだったらいいけれども、場合によってはそのまま倒産してしまう可能性だってあるわけです、全体の規模から言ったら。

関口委員 それはそう思います。

宇都木委員 そしたら、仮に助成金の対象になったとして途中で倒産しましたなんて言

ったらこれはもう大問題だから。

関口委員 いや、それは質問したほうがいいと思います。返済条件とか利率がどうなっているのかとかそういうふうに。

伊藤委員 26年度はすごい予算を組んでいるのだ、この240ページの2の下のところ、地域住民同士の交流及びまちおこしを目的とした、この600万の収益を上げるのは。だけど、地代家賃、多分これにかかる地代家賃だと思う、312万というのは。この312万を先に出してしまっ。

宇都木委員 そう。

伊藤委員 僕、ここを少し懸念しているのだ、これは。

宇都木委員 950万もの事業費がそんなに簡単にふえるなんて事業ではないもの、このNPO法人は。

伊藤委員 まあ、これは難しい。だから、こんな先ほどの見直しの例もあるけれども、いろいろと出てくるとは思うのだ。例えばいろんな募集をかけるというのに3年赤字決算はだめとか、そういうのもあるよね。

宇都木委員 うん。

伊藤委員 今後の問題としていろいろしてもあれだと思うけれども。

宇都木委員 問題はやっぱり区民の税金で助成をしようと言うわけだから、そこはやっぱり大きいのだ。金持ちが寄附してくれて何でも好き勝手に使ってくださいというのとは訳が違うから。

久塚座長 では、この事業自体については皆さん今の時点ではよろしいですか、今の段階。なかなか質問の仕方は難しいと思うし。では、次の日程、その他のほうに移ってください。

事務局 最後に一次審査に当たっての確認事項ということでお伝えさせていただければと思います。平成26年度の寄附金については、第1回協働支援会議の際に配付させていただいた資料7のほうに記載してありますとお活用してほしい分野の指定がございましたので、寄附者の意向を考慮しての審査をお願いいたしたいと思っております。

続きまして、採点の方法について確認をさせていただきたいと思います。採点表は2種類ございまして、NPO活動資金助成で申請のあった11団体につきましてはNPO活動資金助成の採点表を用います。新事業立上げ助成で申請のあった申請ナンバーの5番、9番につきましては、新事業立上げ助成での採点表を使用いただけますようお願いいたします。

す。

また、申請番号1、2、6、8、13の団体は、昨年度同一事業に対する助成の実績がありますため、この事業につきましても実績も採点の対象となっておりますのでその点ご注意くださいようお願いいたします。

また、9番の団体につきましては、同事業への申請となっておりますが、こちらにつきましては引き続きの新事業立上げ助成の申請となっておりますため、採点表の項目には出てきておりませんのでよろしくお願いいたします。

採点に当たってはAからEまでの評価を審査基準ごとに記載していただきまして、事務局で点数を換算させていただきます。

また、協働事業評価会なのですけれども、第1回は6月26日で第2回は7月10日金曜日の午後2時からを予定させていただきたいと思っておりますのでお願いいたします。

久塚座長 あと、まだこれで確定的ではないのですけれども、ワーク・ライフ・バランスの事業のヒアリング前に事業視察が入る予定です。日程は調整中ですので改めてご連絡します。その視察に行ける方はぜひ参加してより有意義なヒアリングができるように情報を手に入れていただくというか、そういうふうにしていただきたいなと思っています。

伊藤委員 場所はとりあえずWIZを予定しているの？

事務局 場所はまだ未定です。

久塚座長 日程はまだ不安定なところがありますけれども、それで当面確定したところと不安定なところを残していますがよろしくお願い致します。

では、5月14日ですかね、次。

事務局 はい。

久塚座長 そのときには視察のこともある程度固まっていると思いますので、しばらくお待ちください。

では、きょうの会議はこれで終わりにします。お疲れさまでした。

事務局 ありがとうございました。

— 了 —